

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成26年7月2日（水）午後3時から午後5時
- 2 場所 東京地方裁判所第2会議室
- 3 参加者等

司会者 稗田 雅洋（東京地方裁判所刑事部判事）
裁判官 鈴木 巧（東京地方裁判所刑事部判事）
検察官 横田 希代子（東京地方検察庁公判部副部長）
検察官 河合 陽介（東京地方検察庁公判部検事）
検察官 上田 勇樹（東京地方検察庁公判部検事）
弁護士 森岡 かおり（第一東京弁護士会所属）
弁護士 藤井 裕子（東京弁護士会所属）
弁護士 杉山 真一（第二東京弁護士会所属）

裁判員経験者8名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

司会者を務めさせていただきます刑事18部の裁判長の稗田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の意見交換会は、審理期間が比較的長かった事件に参加された裁判員の皆様にお集まりいただき御意見をいただくというテーマ設定になっております。審理の日数と評議の日数と判決言渡しまで、要するに、裁判所に来ていただいた日の日数の合計が、一番短い方で7日、一番長い方で18日と、大体2週間から4週間強ぐらいまでの期間裁判所にお越しいただき、参加された方々にお集まりいただきました。

裁判員制度が始まって5年ぐらいたちました。皆さんの御協力でおおむね順調に運用されていると評価されているところではあります。段々審理日数が多い事件が増えているんじゃないかというような話もありますし、ある

いは、皆さんに書いていただいたアンケートでは、審理が分かりやすかったという意見が段々減ってきているんじゃないかというような話も出ています。やはり審理日数が多い事件というのは、当然のことながら難しい事件が多いものですから、そういう意味で皆さんの御負担が非常に大きいということがまずありますし、それとともに、審理が果たして分かりやすくできているのか、評議の中で意見を言うにだけける前提としての審理の理解というのをちゃんと得られているだろうか、という問題意識を非常に持っているところでございます。そこの辺も含めて皆さんに率直な御意見を出していただいて、今後の運用の参考にさせていただければ、と考えております。

では、最初に、経験者の皆さんにまず一渡りどんな事件に参加して、全体としてどんな御感想だったかというのを伺えればと思います。1番さんからよろしいでしょうか。お願いいたします。

1番

私のは、去年の6月下旬から、外国籍の3人の被告人の、覚せい剤を羽田へ輸入してきてそこで捕まったという事件でございます。これまで私自身、覚せい剤と大麻とかそういう区分が分からなかったのがはっきり分かりましたことと、覚せい剤というのはこういうものだという現物まで見せていただいた。それで非常にこれは恐ろしいものだから、今後は厳罰にさせていただきたいなというふうに意識を持ったぐらいでございます。

司会者

ありがとうございます。では、2番さんお願いします。

2番

私は、今年の1月中旬に、日数では16日間ということで、あっという間だったんですが、ヨーロッパから覚せい剤を密輸したアベックということで、覚せい剤を持ってたか持っていないかという認識が争点になったところなんです。もともと4日という頭があったんですけれども、アベックということで倍、

さらに、外国籍でしたから、通訳が入るということで更に倍で、ちょうど4日から2倍、更に2倍の16日になったということを裁判長から聞かされて、そうなんだろうなと思いました。やって充実感を得たということと、それと選任手続のときに相当躊躇したんですけれども、東京地方裁判所の意見交換会の議事録を見て、機会があればやってみようということで、一つの糧になりましたので、今回積極的にこの意見交換会にも参加させていただきました。また、公判、判決のときは、ある宗教団体の関わった事件と重なってましたので、記者会見もございませんでしたので、是非とも今日ここへ出て意見を述べさせていただいて、多くの方に裁判員になっていただきたいなという思いで来ました。よろしくお願いします。

司会者

ありがとうございます。1番さんと2番さんの事件は、今も話がありましたけど、外国人で通訳が付くという事件で、それとともに被告人が1番さんの事件では3人、2番さんの事件では2人ということで、被告人が複数になっているというのが特徴的なところですよ。では、3番さん、お願いいたします。

3番

私は今年の2月下旬から3月下旬までで、事件は危険運転致死傷罪ということで、被告人が病気治療を受けている患者さんなんですけども、踏切のほうに高速で突っ込んで死亡者が出たという事件でした。テレビでは危険運転致死傷罪の報道もよくされて、テレビでよく見てはいたんですけども、具体的な審理過程を今回裁判員として参加させてもらって、危険運転致死傷罪の怖さとかそういったものをちょっと垣間見た感じがありましたので、裁判が終わった後、知人、友人にそういう運転には気をつけましょうと、ちょっとお話をさせてもらってはいるんですが、今回いいきっかけになったので、そういった意味でも今日の意見交換会に参加させていただきました。よろし

くお願いします。

司会者

ありがとうございます。ちなみに、今お話にありましたけど、病気治療中の方で、そのときにもう意識喪失してたんじゃないかということが問題になって、それで責任能力が問われたという非常に難しい論点を含んでいる事件だったようでございます。では、4番さん、お願いします。

4番

私が担当させていただいた事件は、飲食店で金属バットで殺人が行われたという事件で、被告人といいますか、全部で16人かな、ちょっと人数がはっきりしないんですけど、何人か既に裁判が行われていて、その一番最後の、一番重いとされている人の裁判でした。この裁判は実行犯として金属バットで実際殴ったというものではないものですから、その人が、いわゆる共同共謀正犯ですか、その認識があったかどうかというところが論点で、そこに至るまでの経緯がすごくたくさんあって、その前の裁判、誰がどうしてそうしたという話だとか、あるいは先輩、後輩の関係だとか、そこに至るこの集団がどういう状態だったかということのを全部理解しないと、この人が本当に共同正犯というのが成立するのかというような話で、全貌を理解するところところが非常に大変だったという印象でした。そういう意味で、今日の中では日数が少ないんですけど、精神的にかなり疲れましたという状況です。

司会者

ありがとうございます。ちなみに、詐欺の事件だけを、あらかじめ裁判官だけで区分審理をして、犯罪事実の認定が終わっていて、ほかの事件とあわせて最後に量刑までやっていただいたと、そういう形で参加していただいています。では、5番さん、お願いします。

5番

2月中旬から3月中旬まで約1か月間、麻薬密輸に関する裁判に参加し

ました。被告が外国人でしたので、また通訳を介してということで、すごく時間がかかったという点と、証人が確か26人で、証言の回数が確か三十何回かあったので、ちょっとめまぐるしかったなと思っています。一番重要な参考人を検察官側が国に帰してしまったということもあって、みんなちょっと首をかしげながら、何でだろうということに進めた感じだったと思います。

司会者

覚せい剤の輸入なんですが、普通の覚せい剤の輸入というのは税関で捕まったところで1件だけ起訴されるというのが多いんですけど、この事件は3回の輸送の覚せい剤あるいは覚せい剤らしいものの輸入ということで、最終的にそれが輸入を業としてやったんだということで起訴されたという非常に難しい問題を含んでいた事件ですね。それでは、6番さん、お願いいたします。

6番

私が担当したのは3番さんと同じ事件で、持病がある初老の男性が住宅地で車を暴走させて通行人の女性を死に至らしめたという事件でした。参加する前は、私の両親も友人もみんな絶対裁判員なんかやめなよと言ってたんですけども、結果的に参加して本当に学ぶことが多かったのによかったなと思っています。

司会者

ありがとうございます。では、7番さん、お願いいたします。

7番

私はこの中で一番短い7日間という日数でしたけど、担当した事件は住居侵入強姦致傷。6件の強姦事件が区分審理で有罪が決まっていて、その後もう一件が強姦致傷ということで、けがを負わせたか負わせる気があったのかどうかというところが争点になった事件でした。強姦ということも女性が担当するのはどうかなということと、たまたまほかの裁判員全員男性だったの

で、全員男性だったらどうだったのかな、というところをちょっと考えたことがありました。また後でこれはお話しします。

司会者

どうもありがとうございます。では、8番さん。

8番

私は昨年12月の初めから末にかけての事件に参加させていただきました。事件当時は結構メディアにも騒がれたらしいんですが、私自身は日本にいなかったため、全然この事件を知らなかったもので、雑念なく評議に参加することができました。ただ、難しかったのは死体もなく証拠もほとんどないに等しくて、共犯の自供だけだったので、そこをどうするか、どうなるのかというところがとても難しかったと思います。

司会者

ありがとうございます。今お話に出てましたけど、要するに、検察官の主張だと死体をそのまま燃やして、死体がない状態ということで、それについてそもそも殺されたということ自体を争っていると、そういうところから問題になっていて、しかももう一つ別に詐欺の事件があって、詐欺の事件も同じような重なっている共犯者との事件だったんですけれども、それも共謀を争っているということで、かなり複雑な事件だったようです。ありがとうございました。

では、大体どんな事件に関与されたかということをお説明いただいたところなんですけど、結局今聞いていただいたところからも、やはり審理日数の多い事件というのは、まず一つのパターンとしては事件数が多い事件というのがありますね。それから事件の内容が非常に複雑だというのがあり、それと、被告人が複数なので、その分どうしても日数が増えてしまうというような事件というのが結構あるんだろうと思うんです。その結果、結局、7日間から18日間と、普通の事件ですと裁判員事件は4日とか5日で終わる事件

が多いので、それを考えるとやっぱり非常に皆さんの御負担が大変になってくると。それは恐らく時間的な意味で、お仕事の関係あるいは御家庭の関係とかで、皆さんスケジュールの調整も大変なんじゃないかと思えますし、それからこれだけの日数、審理や評議に参加するということになると、身体的な負担あるいは精神的な負担というのもすごく大変だったんじゃないかということで、その辺り私どもからも非常に気になる場所なんです。

まずはその辺りについて、スケジュール調整あるいは審理、評議にこれだけの日数参加する負担等から、選任手続と審理や評議の日程の組み方について、皆さん御自分の参加された事件の日程の組み方はどうだったかということについて是非御意見をいただければと思います。

ちなみに、選任手続と審理開始日の関係については、このくらいの日数の事件ばかりなので、選任手続をやったその日の午後に審理を開始したという事件は一件もないようです。全件、事前の別の日に選任手続が行われてますけど、3番さん6番さんが参加された事件は、審理開始の前日に選任手続が行われ、2番さんが参加された事件は2日前、木曜開始の火曜日、それから4番さん5番さん7番さんが参加された事件は4日前、4日前とはいっても月曜開始で前の週の木曜日ということです。それから1番さんが参加された事件は1週間前に選任手続をやっていると。この辺りスケジュール調整との関係でどうだったのかというのが一つ。

それから、審理、評議の日程の組み方については、やはりこれもこの日数ですと土日休日以外は連日という事件は全くなくて、週4日ペースがベースというのが、1番さん、4番さん、7番さんの事件です。それから週3日から4日で入れてるとというのが5番さん、8番さんの事件。週二、三日というのが2番さんの事件。3番さん、6番さんの参加された事件は、週2日のペースで審理を入れてたということみたいですけど、この辺りどうでしたか。選任手続と審理開始の間はどのぐらいがよくて、審理は週何日ぐらいが参加

しやすいだろうか、あるいは負担、このぐらいだとちょっと負担が重過ぎるとか、その辺りを伺えればと思います。3番さん、6番さんは前日選任でしたけど、いかがですか。

3番

前日選任は、選ばれたときの状況を踏まえて一応キャンセルとか段取りをしてきてはいるんですけども、できれば1週間ぐらい前に選任手続があって1週間後に審理に入りますよというほうが、その1週間の間で仕事の調整ができるんですけど、決まらなかったときには一回キャンセルしたのをまた日程を再調整したりとかというのがあるので、できれば前日とかは余り芳しくないかなと思います。

司会者

ちょっと前のほうがありがたいなと。

3番

1週間ぐらいいただければなとは思っています。

司会者

週2日のペースというのはいかがですか。

3番

私たちの事件は、被告人が病気治療を受けている患者だったので、月、水、金でどうしても病気治療を受ける関係がありますので、被告人が裁判所に出頭してやるのに火曜日と木曜日しかできないという限定と、そうじゃないときは、例えば月曜日とか水曜日とかあったんですけど、それは被告人は関係なくして、現場を見に行ったりとかその他のことがあって、被告人がいないときは月曜日や水曜日もありましたが、基本的には審理のときは、月、水、金は病気治療なので被告人が来られないということだったので火、木だったんですけど、実際には、ちょっと6番さんはどう思ったのか分からないんですが、私とかほかの人たちは、飛び飛びというのは逆に日程が調整しにく

いので、たまたま一人の裁判員が火、木がお休みなので、ちょうどよかったかどうかはあれですけども他の皆さんは逆に飛び飛びは日程調整がしにくいので、ある一定期間で連続でやったほうが参加はしやすいので、その辺も配慮していただけると大変助かるかなと思います。

司会者

それぞれの事情でいろいろとあるのかもしれないですね。6番さん、その辺りはいかがですか。

6番

私自身は時間が自由になる職業なので特に問題はなかったですが、ほかの方はやっぱり大変そうでしたよね。まばらに空くので、終わってからもう一回会社に戻るといの方も少なからずいましたし、翌日からいきなりスタートするというので、決まった時間にお勤めなさってる方は大変そうでした。

司会者

ほかの方の様子を見ていると、選任手続から審理開始はちょっと空けたほうがよさそうだという感じですか。

6番

中1日ぐらいはあったほうがよかったのかなと思います。

司会者

あとはもう少し詰めて、むしろ短い期間で終わるほうがよかったんですね。

6番

それも多分仕事によるんだと思うんです。

司会者

ありがとうございます。2番さんは、2日前の選任で、週二、三回のペースだったと思うんですが、その辺りはいかがですか。

2番

仕事の段取りについては選任手続で選任されたということで翌日すぐ会社に説明をして、公判に入ってから週に二、三日ということで、会社勤めですけれども、職場がここから近いので、朝ちょっと仕事をやって、こちらに来て、公判のときはもう疲れて会社には戻らないですぐ家に帰ったと。やはり慣れない法廷でいろいろ聞きましたので。スケジュール的には週に二、三日というのは、サラリーマン的にはよかったかなと。ただ、やはり1か月超、1か月と10日ぐらいかかりましたので、期間的には長かったなと思ってます。スケジュール的には支障はなかった、私なりには適しているのかなと思います。

司会者

その辺も悩ましいところで、週に入れる日数が減るとその分期間まで延びてしまうものですから、どちらのほう皆さんよろしいのかなというのを是非伺いたいところでもあるんです。1番さんは1週間前の選任、4番さん5番さん7番さんは4日前の選任で、いずれも週三日とか四日とかのペースでの開廷だったとようですが、この辺りは1番さんいかがでしたでしょうか。

1番

私は一番初めの予定表をいただいてからアルバイト先にそれを提示して、事前に話を進めてありましたので、短くても長くても何ら問題はありませんでした。

司会者

週四日ペースは、特にきついかそんな感じは。

1番

全然苦痛とかそういうのは一切ありませんでした。

司会者

4番さんはいかがでしょう。

4番

まず選任期日は確か木曜日で、公判は月曜日からだったと思うんですけど、いずれにしろ何日か拘束されるということは想定していたので、いつどうなるかがもう腹をくくっていたということです。次の日というのはさすがにどうかなと思いますけど、木曜日に話があって金曜日に、木曜日の前からもちろんそうなるかもしれないと事前に話をして、金曜日に調整して月曜日だったので、そこは腹をくくってたから、それが一週間前なのか三日前なのかというのは余り関係なかったのかなと思います。実際、審理の日数としては、話があったように週四日びっしり、という感じで2週間ということで、この期間いないからということはいややすいというか。これが3週間になるとちょっと厳しいかなということがあって、逆に言うと四日間で2週間だったのでよかったと思うんですけど、3週間で八日だと、いるのかいないのか分からないという感じになってしまうので、2週間以上はちょっと厳しかったんじゃないかなと。だからこれでぎりぎりだったんじゃないかなと。

司会者

5番さんも四日前の選任で大体週四日。三日の週もありましたけど、いかがでしたか。

5番

事前に職場のほうには、裁判員に選ばれた場合とそうじゃない場合のシフトを用意してもらいまして、木曜日に選任手続があって月曜日からスタートということに関しては特に問題はなかったです。日程についてなんですけども、三日の週がありましたけど、できれば週のうちに四日なり、五日は厳しいかもしれないですけど、ちょっと日数を詰めてもらって期間を短くしていただいたほうが、その事件に対してずっと考えられますし、そっちのほうがいいかとは思いました。あと、話合いが思いのほかまとまり過ぎて早めに終わった日があったんですけども、その日の稼ぎもちょっと、というふうな感じになっちゃいますから、そこはちょっとびっくりしました。

司会者

ありがとうございます。7番さんはいかがですか。

7番

木曜日の選任で月曜日だったんで、ここについては特に。確か選任の日も午前中だったので、その後会社に行って話をすることができたので、会社のほうも裁判員に選ばれた場合の休暇というのが用意されていて、特段、問題がなかったわけではないんですけれども、これがもし日数がもうちょっと長いスケジュールだったらその時点で辞退したかなということはありません。三日とか四日とかという週何日ということは、今の方がおっしゃってましたけど、余り間を置くと集中できないというか、仕事を翌日やってまたということをやると、プロじゃないので、そんなにいろんなことを考えながら、次の日は仕事をしてまた翌日法廷に座ってというのはちょっとどうかなと思うので、なるべく詰めてやったほうがやりやすい。仕事とは別の意味で、裁判員としての仕事をするにはしやすいんじゃないかなと私は思いました。

司会者

ありがとうございます。8番さんは金曜日選任、月曜開始ということで、やはり週三、四回ペースというところだったと思うんですけど、いかがでしたでしょうか。

8番

事前に、裁判員になるかもしれない選出があるというお手紙をもらったときの前のお手紙から、もしそういうことがあればここからここまでは拘束されますよというお手紙をもらっていたので、私の場合は自由業なので、ちょっと教室を開いてるんで、全部それをお休みにするというにすればいいだけだったんですね。ただ、私個人はやはり曜日で決まっていますので、たまたま裁判のある日とお稽古のある日が重なっていたので全部お休みにしたんですけれども、やはり詰めてやっていただいたほうが期間が長くなるより

はいかなと。それから、同じ裁判員をやられた方の中にはタクシーの運転手さんとかもいらっしやったんで、その方はもう昼夜逆になってしまうんで、全部お休みにされてたみたいなので、期間が長くなるとやはりそれだけお仕事に差し支えるということはおっしゃってました。

司会者

根本的な問題として、審理自体を本当に必要な審理にして、日数自体を減らすということが、やはり皆さんの御負担を減らすためには大切なんだろうと、そこは我々裁判所も検察官も弁護士も重々承知はしているところなんですけど、ただ、どうしても必要な審理はやらなければいけないということで、そこでどういうふうにしていくのかは非常に悩ましいところだということを御理解いただければなと思うんです。今伺ったところも参考にしながら、また今後も考えていきたいと思います。

それでは、次に、こういう日数を要する事件、これは結局いろんな問題がある事件が多いというのはもう間違いなくて、今回いらしていただいた方々が参加された事件ですと、犯罪事実が多かった事件というのは7番さんの事件がそうなんですけど、ただ7番さん自身は犯罪事実の認定そのものは最後の強姦致傷だけで、それ以外の事件は前もって区分審理でもう有罪は決まってるという、そういうような事件だったんですね。それから、被告人複数の事件というのが1番さん2番さんの事件。それ以外の事件というのは結構いろんな問題点、論点、争点が複雑になっていて結構難しいというような事件だったように思われます。そういう事件において、果たして分かりやすい審理を裁判官、検察官、弁護士はきちんとすることができただろうかというところについて伺ってきたいと思います。

まず、審理の中で、検察官、弁護士が最初に冒頭陳述ということで、それぞれの事件で証拠によって証明しようとする事実というのを話したと思います。証拠調べの一番最後には、今度は逆に論告、弁論ということで証拠調べ

の結果を踏まえて、こういうふうと考えられるんじゃないだろうかというそれぞれの主張を展開したと思いますが、果たして皆さんにとって分かりやすいものになっていたかということについて伺っていきたいと思います。

1 番さん、それこそ被告人 3 人の事件で、それぞれ言い分もあるでしょうし、そこも含めて検察官、弁護人のプレゼンテーション、冒頭陳述、論告、弁論は分かりやすく理解しやすいものだったかという点はいかがでしたでしょうか。それこそ一番最初に検察官がこの事件はこういう事件なんですよと説明してくれますよね。A 3 版の紙に 2 枚、結構詳細なものが検察からあって、弁護人のほうもパワーポイントで結構な枚数をやりながら。この辺りは、ずっと頭に入ってくる感じでしたか。

1 番

そういうものが経験がないものですから、飛んでしまってるというのも多々ありまして、結びつかなかったという事実もございます。

司会者

あるいは、検察官の論告が 1 時間ぐらいあって、弁護人の弁論が 2 時間ぐらいあったという話も聞いたんですが、その辺りいかがでしたでしょうか。

1 番

時間を把握していないというか。それと同時通訳ですから、ただメモをとりながら聞いているというようなことで。

司会者

理解するのに苦労したというのが正直な御感想ですか。

1 番

それはございました。

司会者

2 番さんも被告人 2 人の事件で、これは特に 2 番さんの事件というのは、被告人 2 人で言い分が結構違ってるという事件ですよ。

2番

アベックで、男性は誕生日プレゼントで日本へ来たということと、女性のほうはプラスチックのカードを運んでくれれば日本に行けるということで、全然違っていたので、その辺りちょっと矛盾を生じていて。検察官あるいは弁護士それぞれの主張は分かりやすかったんですけど、それ以前に法廷って初めて出ましたので、ずっと三十数年会社に勤めてて、会議は簡潔明瞭にということだったんですけど、検察官も弁護士も一つずつ確認をしながら積み上げて質問していくと。それで通ればいいんですけど、例えば意に反したことになる、それではまた質問を変えますと言われて、踏み台を外されたような感じになってくるんですね。評議室に戻って、裁判長のほうからああいふ質問はこういうことを意図していたんだけど、そういう答えじゃなかったんで変えたんでしょうか、ということがあったんで、法廷での質問のリズムというか、そういうところにちょっと慣れるのに苦労したなという形ですね。会議ですと本当に簡潔明瞭に要領を言ってということですけど、一つずつ確認をしながら積み上げて質問するというのが、なかなかちょっと慣れるのに苦労したなと。

司会者

それで結構証人尋問に時間がかかったようですね。検察官、弁護士がいろんな主張を述べますが、その意味内容というのは割と分かりやすかったですか。

2番

そうですね。当然検察官、弁護士は日本人ですから言ってることは分かりますけれども、被告人はルーマニア人なので、法廷通訳は相当、たまたまなんでしょうけど、優秀な方に当たったんで、スムーズに。我々裁判員も大切だと思んですけど、法廷通訳も、やはりアピールをして優秀な方を入れたほうが、裁判の手續なり迅速化が図れるなど。変な回答があると、通訳人が

もう1回弁護士なり検察官に質問を聞き直してくださいと。変な回答をしてるんだと思うんですけど、そういうようなのもありました。大分日数は長かったですが、通訳人も半分ぐらい当然しゃべってますから、やはりよく的を射たというか、理解できたなと思います。

司会者

確かに通訳の問題というのは結構大変なところがありまして、いい通訳を確保するというのは本当に大事なことだと思うんです。被告人二人の言い分が違って、それについてどういう問題があるんだみたいなことについての、例えば検察官の主張とか弁護人の主張というのは割と分かりやすく、すっと入ってきましたか。

2番

そうですね。被告人は2人いるんですけど、それぞれ違う弁護士、両方の弁護をするわけじゃありませんので、一人ずつの弁護をしているのでそうなんだろうなと思ったんですけど、いざ核心に触れるとその被告人たちは覚えてないだとか言ってないだとか忘れてしまったというようなことになっていたの、その辺り評議に入ったときにいろいろ一つずつの事実の積み重ねの中で参考にできたかなと思います。

司会者

3番さん、6番さんの事件は、先程も申しあげましたように責任能力の問題になっていて、しかもその前提としてどういうふうに走っていったのかが問題になったので、お話に出てた現場に行って検証をやったようですけど。これはですから結構難しい問題を含む事件ですけど、検察官の冒頭陳述と弁護人の冒頭陳述というのは、すっとお分かりになりましたか。

3番

検察官側の冒頭陳述は、意識がちゃんとあって運転をしたんだけど、スピードを出し過ぎちゃって曲がり切れませんでした、という内容の趣旨を

おっしゃっております、それについて後でいろいろ証拠を出しますよというような内容だったんです。弁護人のほうは、被告人に対しての人柄がどうかというのが最初始まったので、人柄の前に何を弁護したいかというのをもうちょっと明瞭化して、言ってたんでしょうけど、それも裁判長のほうからももう少し明瞭化して言ってくださいという話になったときに、意識はなかったんですよということをもう少し私たちのほうに分かりやすく説明していただければもうちょっと分かりやすかったんだけど、弁護人の主観がいろいろ織り混ざって入ってくるので、おっしゃりたい内容がちょっと最初よく分からなかったというのが正直な感想ではあります。

司会者

この事件で非常に特徴的なのが、どういうふうに車が走ってたのかについてまず最初に冒頭陳述をやって証拠調べをやって、途中で今度は責任能力についてもう一度冒頭陳述をしてますね。この辺りはいかがでしたか。

3番

責任能力の冒頭陳述のときに検察官側が主張する内容に対してのお医者さん、精神科医と内科医が出てきて、弁護人側は反対の内容の、結局、異常がありますよという主張のお医者さんと、これは異常ではないですよという主張のお医者さんを双方ぶつけてくるので、ちょっと専門的な用語もあり、余りにも意見が反対過ぎて、判断が難しいというか、あちらの意見をまともに聞けば確かにそうだけど、こちらの意見も考えるとそうでもないんじゃないかとか、悩みに悩んだのは確かに事実であります。

司会者

検察官、弁護人の冒頭陳述での説明を聞いた上で証人尋問を聞いても、やはり難しいものは難しい、そんな感じですかね。

3番

検察官側のほうはどちらかというと分かりやすく分かりやすく分かりやす

くみたいな形で説明をしていましたし、例えば証人尋問の時に検察官の人もなるべく分かりやすい回答を証人から引き出そうという努力は見てとれたんですけど、弁護人側は、証人が言ってる内容は分かるんですけど、弁護人が、そこに自分の主観をちょっと織り混ぜてしまうので、客観的事実で出てきた内容と主観が織り混ざって、刑事ドラマじゃないですけど、お医者さんの余計な意見を引き出そう引き出そうというふうなのが非常に多かったので、最初のうちはよかったですけど、時間が長くなってくると、同じことが何回も何回もとなってくるので、何をおっしゃりたいんだろうというところに苦慮して、それがちょっとこちらの判断の邪魔になってくるというか。

司会者

いかがですか、6番さん。冒頭陳述を2回に分けて、しかも責任能力という非常に難しいところの話だったんですけど、検察官、弁護人の主張の内容というのはずっと頭には入りましたか。

6番

流れとしては非常に分かりやすいもので、そうやって病気のある方で、検察官は意識はあったんだろうと、もちろん弁護人も気絶してるぐらいの状態だから本人だって死んじゃったかもしれないんだからしょうがないじゃないかというようなことだったんですけど、現場検証に行って実際の道を見て、結構難しい道だったんです。気絶しててこんなふうにきれいに曲がって踏切を行けるものかというのもあり、その後は精神面と肉体面の両方の専門の医者をお呼びして、気絶しないまでも意識朦朧状態で人間はどこまでやれるのかという話になっていて、それがやはり今3番さんもおっしゃっていたんですけど、検察官側のほうの医者がおっしゃってることというのは、ああ確かにそうだろうなと思うような、まあまあ分かりやすかったですね。弁護人のほうの医者の話も非常に興味深くはあったんですが、ありていに言ってしまうと最後ぐだぐだになっちゃったんです。もう絶対気絶してた、絶対にと

いうふうに持っていきこうとし過ぎて、法廷内がざわめくシーンも、ちょっと無理があるんじゃないかというところもあって。ただ、その主張自体は非常に分かりやすくはあったということで。3番さんがおっしゃったように、弁護人が、突然として関係ない話を何度も繰り返して、結局何を聞きたいのかわからないということがあったので、その点では分かりづらかったかなということなんです。

司会者

ありがとうございます。4番さんの事件はさきほどちょっと話がありましたけど、関係する人がたくさん出てきて大変そうでしたが、その辺り検察官、弁護人の主張というのは整理して分かりやすくなっていましたか。

4番

検察官からの冒頭陳述とかはもちろん分かりやすいのは分かりやすいです。ただ、審理をするに当たって、もちろん分かりやすいんですけど、この事実関係はどうなのかというところが事件のポイントなので、分かりやすいから審理が簡単だったかというのと、そうではなかったなという感じですね。弁護人は、先ほどもあったのかもしれないですけど、弁護人によってそれぞれ個性が違っているので、理路整然と分かりやすい方もいらっしゃったし、どっちかというところとそうではないと言ってるのは、論理的ではなくてちょっと情熱的だという方もいらっしゃったりして、今度は裁判員がどうそれを受け入れるかというところで、ちょっと人によっては伝わった可能性とか伝わらなかった可能性というのは、致し方ないのかなという部分かと思いました。

司会者

ありがとうございます。7番さんが入られた事件は、事件そのものとしては事実関係は争われてなかったわけなんですけれども、いかがでしたか。検察官、弁護人の主張の内容が分かりにくいところとか、そういうのはありましたでしょうか。

7 番

いえ、分かりやすかったと思います。振り返ってみると、自分たちは一番最初に自白されてる事件について説明がされていて、更新手続というんですか、これを事件をずっと文章で読まれるのを延々と1日、しかも強姦事件なので、それをずっと聞いていたので。それをやった後に、けがをしたことの審理に入って、結果的に自分たちは一体これから何を審理するんだろうというのが、今思うと混乱してましたね。

司会者

そうすると、裁判官がその審理の予定を説明するときにもうちょっと工夫して、その辺りについて丁寧に説明したほうがよかったという感じですか。

7 番

とても丁寧に説明して下さったと思うんですけど、やはり皆さん初めてのことなので、理解が及ばなかったんだと、少なくとも私はそうだったと思います。

司会者

確かに更新手続に1日目とても時間をかけてるんですね。やはりずっと書面を読み上げられてるのを聞いているのは結構つらかったですか。

7 番

そうですね。ちょっと中身も初めて聞くような言葉がいっぱい出てきたし、涙ぐんでしまうような人たちもいっぱいいたしみたいところでちょっと。それを聞いた後の自分たちがやることというのは、さっき言ったように分からなくなっていましたね。

司会者

基本的に区分審理というので裁判官が有罪を認定した判決の内容を読み上げて、それぞれの被害者の処罰感情に関しての供述調書を結構長く調べたということだったようですね。それがそのような受け止め方をされたというこ

とですね。ありがとうございます。

8番さんの事件も本当にすごく難しい事件ですよ。

8番

はい、そうですね。

司会者

これも、確か冒頭陳述を2回に分けてやったと。それぞれの事件のそれぞれの主張というのはいかがでしたか。ずっと頭に入ってくる感じでしたか。

8番

検察官のお話は割に、多分素人にも分かるようにということをすごく考慮されていて分かりやすかったですね。ただ、やっぱり弁護人はいろいろと個性もおありだし、考え方の違いもあると思うんですけど、呪文を唱えているみたいに、何を言っているか分かんない、と思うこともありました。それで、そこで迷っていると、今度科捜研のお話もあったんですね。DNA鑑定が何だかんだと言われても、そこはちょっと理解するのは難しかったです。

司会者

やはり、かなり専門的な話になってきてと。

8番

もう専門的でした。

司会者

灰がこの人のものかどうかとか、血痕があったとか、そんな話ですか。

8番

はい、微量な血痕で。

司会者

その辺りは、かなり難しいところだったということですね。

8番

はい。

司会者

5番さん，お待たせしました。やはり非常に難しい事案だったと思うんですけど，検察官，弁護人の主張はいかがでしたか。

5番

検察官が結構ずれてる感じがしました。質問の仕方を正されたりしてました。

司会者

まず冒頭陳述とか論告，弁論で主張をアピールするところがありましたでしょう。あの辺りはいかがでしたか。

5番

あれは，検察が言ってるほうは，まあそんなものなのかなとは思いましたけども。

司会者

弁護人もパワーポイントを使ったりしてですね。

5番

やってみましたけども，ちょっと個性的な弁護人だったので，被告人が黙秘されてたので，それに対しての代弁みたいな感じで話されたと思うんですけども，ちょっと，初めての経験でしたので，こういう感じで始まるんだなというふうな感じで受け止めました。

司会者

最後の論告，弁論というまとめの主張はいかがでしたか。

5番

双方ちょっと熱が入っていたのかなという感じがしましたね。割と話を聞いてると弁護士の話のほう引き込まれていくというか。内容も分かりやすかったですし。そこら辺はよかったですと思います。

司会者

今、冒頭陳述、論告、弁論のお話を伺う中で、むしろ証人尋問についてのいろいろな問題点の御指摘がたくさん出ていたと思うんですが、結局それぞれの事件の審理が長かったのは、7番さんの事件は基本的に認めてる事件でしたが、ほかの事件というのは証人尋問と被告人質問がとても長いんですね。あるいは2番さんの事件は証拠書類が結構たくさん調べられたんですね。そういう証拠書類の取調べとか、あるいは証人がたくさんいると。1番さんの事件が22人、2番さんの事件が9人、3番さんと6番さんの事件が12人でその中にお医者さんが4人もいます。4番さんの事件は、解剖したお医者さんを含めて8人。5番さんの事件はさっきちょっと出てきましたが、27人、8番さんの事件が13人の証人尋問ということだったんです。この辺り、証拠書類の取調べや証人尋問はいかがでしたか。8番さんどうでしたか。

8番

この事件の場合共犯者がいて、その人たちにも証人尋問があったんですけども、その共犯者たちはもう刑が決まっていたので、嘘を言うこともなかったんですが、証人のしゃべることが本を読んでもるようにさあっと出てくるのがすごく不思議で。裁判長に聞いたたら、何度も何度も同じ質問をされているのもう頭の中で分かっているからスムーズに出てくるんですよって。そこが一番、えっ、こんなにスムーズにしゃべってるのという感じがしました。あと、だんだんだんだんいろんな方が証人に出てきたときには本当にいろんな人がいました。

司会者

検察官、弁護人の質問が何を意図して質問しているのかというのは何となく分かりましたか。

8番

多分、弁護人は一生懸命被告人の無実を証明しようとしていろいろ根掘り葉掘りということだと思うんですけども、検察は自分たちが歩いて見つけ

てきたこと、見たことを一生懸命分かるように説明してくれていたと思います。それから質問は、私たちに分かるようにしてくれてたんだと思います。

司会者

6番さんも先ほど証人尋問の話が出ましたけれど。

6番

検察も弁護人も、その証人から何を聞き出したいのか何を言わせたいのかというのはすごく分かりやすかったですけど、弁護人のほうの証人がなかなか多分希望の言葉を言ってくれなかったみたいで、それを言わせよう言わせようというのが余りにしつこかったという。あとは、1年前の事件だったので、一般の証人の目撃者はそんなに細かいことまでも覚えていなくて、途中で証言してくれた女の子が、余り問い詰められて、もうそんなの覚えていないですと泣き出しちゃうシーンもあって、という感じでした。

司会者

難しい事件だと整理の手續に時間がかかってそうになってしまうことがあるんですけど、そういう意味ではやはり早く審理するのが大事なんですね。

6番

そうですね。

司会者

3番さんがさっきおっしゃっていたのも、やはり弁護人が言わせようという思いがあると、そんな感じだったんですか。

3番

検察官側は直接被告人の診断をされているしいろいろされてるのに対して、反対のお医者さんのほうは検察官側のお医者さんの証拠を分析して、かつ被告人に1回ぐらい面談というか診察というか、をした上で反対の意見、証人としての証拠を出してるんです。さっき6番さんが言ったように、弁護人が、そのお医者さんの件に関してもそうですけど、目撃者に関してもそうなんです。

すが、僕はこういう証言が欲しいんだよねという内容を結構しつこく聞くので、結局さっき聞いたよねという話をまた聞いて、私たちが、今検察官側が質問をされている回答に対して弁護人としてもう一回違う意味で聞いてほしい内容を、最初は聞いてるんですけど、ほんの数秒後にさっき聞いたよねという質問をまた聞いてきて、結局この弁護人さんは何を聞きたいんだろうとどンドンなってきたりして、結局そのときの裁判長は意図を酌んでいただいて、弁護人側にもうちょっと分かりやすい内容で、そうではなくてということ逆を逆に代わりに聞いてもらったという感じが結構多かったのは印象としてありました。

司会者

ありがとうございます。4番さんの事件も関係者とか共犯者の証人尋問がすごく多かったんですよね。いかがでしたか。

4番

まず、事件の全貌を理解するところが非常に大変で、もちろん共犯者への質問というのがあって、だんだんだんだんと全体が分かってきて、そしたらあの人にはもっとこれを聞いてみたいなというところがいっぱい出てきて、というのはありました。

司会者

関係者のいろんな相互の関係とかが、事案としてつかみにくかったからということなのですか。

4番

そうですね。

司会者

質問の組立てが分かりにくいとか、そういうことではないんですね。

4番

いや、そういうことではないです。質問の内容はそれぞれ検察官側も弁護

人もちゃんとしていたと思います。

司会者

5番さん、たくさんの証人でしたが、いかがでしたか。

5番

26人だと思ったら27人でした。この証人は必要かなと思う部分もありました。最初の税関職員の数も半端なかったんですけど、その職員も何人か削ってもよかったんじゃないかなとは思いました。証言についても、この証人は必要なかったと思う反面、この証人をなぜ帰しちゃったのかとか、この証人をなぜ呼ばなかったんだろうというのもありました。

司会者

質問の仕方はどうでしたか。

5番

最初に、密輸されたときの箱の形状が何センチとか、あのやりとりがすごく長かったので、そこはちょっとどうかなと思ったんですけど、それ以外は大丈夫でした。

司会者

税関で押さえられた覚せい剤そのものと法廷に出てきている覚せい剤とかの証拠物の同一性から争われたということですから、そういう話が出てきてたんですが、確か1番さんの事件もそういう形で争われてたんですよね。

1番

はい。

司会者

1番さん、2番さんの事件は通訳を交えての証人尋問ということになるので、また先ほど通訳の話も出てましたけど、いかがでしたか、証人尋問とか被告人質問を聞かれて。

1番

覚せい剤を向こうで三つのスーツケースに分けて入れて、その箱が要するにスモークサーモンの別の商品名の箱に入れたということなんですけども、通訳人と弁護士、検察官、いろいろ聞いて、我々はメモしながら、その中身は何なんだろうというのが混在してまして、理路整然と分析する能力があつた時点ではありませんでしたね。

司会者

何のためにこのところを聞いててどうなのかとか、位置付けの整理がちょっとできないという感じですか。

1 番

ええ、そういうことが多々ありました。それで休憩で評議室に帰って裁判長がいろいろ説明してくれて、ああ、そういうことなのかと、こういうような事後承諾的なことが多々ありまして。ちょっとその点が、その通訳というのはちょっと分からなかったのかなという感想です。

司会者

2 番さんはいかがでしたか。証人尋問とか。被告人質問も結構長いですよ
ね。

2 番

そうですね。先ほども申しましたけど、被告人が二人の外国人ということで、堪能な通訳人がいたので、被告人質問に対して流れが変わったとか考えが変わったということではなくて、スムーズに受け取れたなど。双方の被告人の言い分が違いましたので、その辺りは最後まで評議までつながったなどは思うんですけど、別に外国人だからどうのこうのということはないかなという気がする。ただ、当然外国ですから文化が違うだとかそういったところがあるんで、遠い日本まで来るのに何でこんな下着も少ないんだとかありましたけど、それは文化が違うのかなと思ったんですけど。さほど通訳を介して滞ったとか理解不十分だったということはないかなと思います。

司会者

検察官，弁護人の質問自体が何でこんなことを聞いているのかなとか，よく分からないとか，そんなことはなかったですか。

2番

こちらも初めて法廷の場に座りましたんで，それはそういうものかなと。結構質問の途中で，言葉は悪いですけど尻切れとんぼみたいな，私としては消化不良を起こすような質問も，翻って，じゃあ別の言い方で質問を変えますとか，先ほど言った積み重ねてきた質問で，そこで終わっちゃったんで，何を聞いたかったのかなというのが，最後までよく分からなかった。

司会者

7番さんの事件は，そういう意味では争いのない事件ではあったんですが，強姦致傷の被害者と，お医者さんの証人尋問で，弁護側の証人で精神保健福祉士の証人尋問とかをやっていたらっしゃるんですが，この辺りは聞いてらっしゃって，いかがでしたか。

7番

被害者の証人はやっぱり悲惨というか，そんな感じがしましたというか。何と説明していいのかわかりませんが，事件が起きてから1年半，2年，かなり時間がたった事件だったので，嫌なことを思い出させているなみたいな感じがとてまして。かえって落ち着いてしゃべってるからかな，そういう感じはしましたね。その後にお医者様。これは検察官側の証人で首を絞めた跡を見てどういう状態になったかということを検証されているんですけど，その方は当時そのけがを見たのではなく写真を見ているだけなので，ちょっと無理があったかなとか，けがをさせようとしてさせたと言うためにこのお医者様を呼ばれたと思うんですけど，そのお医者様のほうでは途中で自分はもうこれ以上は分からないみたいな話になったので，無理してこのお医者様に来てもらう必要があったのかなというのはちょっと思いました。

司会者

被害者の証人尋問，こういう事件の被害者なので，思い出させてしまってというのは本当気になる場所ではあるんですが，話自体としては直接話を聞いて，分かりやすさというのはいかがでしたか。

7番

はっきりしゃべってらしたし，もちろんモニター越しだったんですけど。

司会者

ビデオリンクですね。

7番

はい。分かりやすかったです。興奮することもなく落ち着いてしゃべってました。

司会者

審理についてはもう一つ，7番さんと4番さんが区分審理ということで，先ほど7番さんからは区分審理の更新の手続というのが，結局何のためにやってて，自分が今から何をやるのかがよく分からなかったというお話がありました。ちょっとこの辺りは裁判所も組み方を反省しなければいけないかなと思いました。4番さんはいかがでしたか。区分審理で行った事件の内容を量刑で考慮しなければいけない，この辺りはすんなりと入っていきませんでしたでしょうか。

4番

そこで説明された内容は，ああそうなのかということで，そこで有罪ということは確定していて，あとは量刑をどうするかということだったので，その犯罪が本当にどういう意味を持ったことなのかというのはもう終わっていたところなので，それをどういう形でそれぞれが意図を理解するかというのはちょっと難しかったですね。でも，それはほかの犯罪のほうが大きかったので，そこは大きかろうが小さかろうがあんまり関係なかったとは思っています。

司会者

やはり直接審理に接するのとはちょっと違うかなという感じですかね。

4 番

そうですね、はい。

司会者

ありがとうございます。では、そろそろ評議のほうに話を移したいと思うのですが、こういう結構難しい事件を経験していただいているものですから、評議については、議論の整理の仕方がどうだったでしょうかとか、あるいは、それこそ審理期間が長いので、記憶を維持して思い出しながら評議するというのが結構難しかったんじゃないかなとも思うんですけど、その辺りどうだったでしょうかというところ、後は御自身積極的に評議に参加できただろうかという辺りについて、それぞれ伺えればと思います。では、8番さんはいかがですか。

8 番

評議については、事件が起きた時とそれから死体を隠した時とかがいろいろ前後してたので、ちょっと日程的に前後した場合があって、それでそこでちょっと迷ったり、自分でちょっと記憶違いをしてたことがあって、それはお話ししてる間に解決はしましたけれども、やはりちょっと長いのと複雑だったので、随分自分の頭の中では前後したことがありました。

司会者

自分の御意見は割と言いやすい感じでしたか。

8 番

はい、それは。

司会者

結構、欲求不満がたまらずに御自分の意見を言うことはできましたか。

8 番

そうですね、はい。

司会者

7番さんはいかがでしょう。

7番

私たちは量刑を決めることが主体だったのですが、再犯だったので、どうしても過去はこうだった、だからこの刑を科す前にどうだったということに頭がみんな行ってしまって、今この件について刑を決めるよというところ、裁判所がそこに戻すところをすごく苦労なさっていたなというのをすごく思いました。あと、私たちは刑を決める基準はもともと全くないんですね。全くないからやっぱり判例に頼らざるを得ないところがあって、そういうのをちょっとたくさんその場で見過ぎたなというか、だからそれに頼っちゃったと後になって思うところがありますね。自分たちの意見はもちろん出したんですけど、今思うと、過去はどうだったというのをちょっといっぱい見過ぎたなという感じです。

司会者

他方で、見ないと見ないで全然取っかかりがないということで、その辺りの兼ね合いが難しいというところがあるんですかね。

7番

はい。

司会者

この辺りも非常に、最近どういうふうにするのがいいのか悩んでいるところなんですけど、今日はちょっとそこがメインテーマではないので進ませさせていただきますが、6番さんは評議はいかがでしたか。責任能力という結構難しい議論ですけれども。

6番

裁判長や裁判官がすごくうまく進めてくれて、7番さんが言ったみたいに、

量刑にしても何にしても判断基準がないので、それを聞くと本当に丁寧に話して教えてくれて、誰かは多く発言して誰かは言わないということもなく、満遍無く聞いてくれていたので、私はちゃんと話せましたし、この人は余り参加できていないなという人もいなくて、評議は本当にやりやすかったです。

司会者

ありがとうございます。5番さんはいかがですか。

5番

とてももやもやした事件で、最後の最後までグレーな感じだったんですけども、裁判長と裁判官が雰囲気をよくしていただいたので、みんな話せることは話せたと思いますし、あとはデータベースを見せてもらったりとかして、こういうものなんだなという感じで分かりやすかったなので、すごくよかったです。

司会者

もやもやしたというのは、やはり一番話を聞きたかった人が来なかったという点ですか。

5番

そうです。

司会者

ありがとうございます。4番さんはいかがですか。評議について。

4番

評議は自分の言いたいことも言えて、皆さん議論も活発で、いろんな意見が出て、皆さん自分で言いたいことを言いながらみんなでまとめていったという非常にいい雰囲気だったと思います。ただ、内容が内容で全体をどう理解するのかというところがやっぱりポイントだったので、それを理解するところが非常に難しかった。評議というよりも、この全体の枠組みはどういう

ことなのかということをもみんなで議論するのが非常に難しかったなと思います。

司会者

結局、関係者、共犯者がたくさん証言して、大体2週間ぐらいではあるんですけど、それを頭の中で記憶を保持して整理するというのも大変だという、その辺りが原因なんですかね。

4番

そうですね。ここの起きた場面だけじゃなくて、その背景とかも、その前に起こったこの事件があって、それ全体なので、まずどこがどれで、あとはこの人がここは絡んでみたいなところの全貌を理解しないといけないというところで、この最後の事件がどういう経緯で起きたんだろうかというところ、構造を、みんなで一つのものにするところが難しかったと思います。

司会者

その議論の整理というのは割とうまくいってましたでしょうか。それとももうちょっと工夫したらいいとか。

4番

いや、進め方としては非常にうまくいっていたと思います。

司会者

ありがとうございます。では、3番さんはいかがでしょう。

3番

今回、評議をするにあたって一番参考になったというか、やはり現場を見させてもらったので、ただ裁判所だけで評議、審理して、凶面を見て写真を見て絵を見てというのだと実際の道路状況とか踏切までの距離とか分かりにくいんですけど、視覚的にちょっと分かりやすいようなところがあって、結果それがあったので、最終的に審理が終わって評議に入っても、何日か前だったのかもしれませんが、凶面を見ても証言の内容を見ても頭の中に事故現

場のイメージが分かりやすかったので、評議において他の裁判員も意見が出やすかったというか、議論になりやすかったんじゃないかなとは思いますが。あと、評議の始め方についても、特に裁判長が、非常に分かりやすいところから一つずつ評議を始めていってもらったので、その辺では、現場を見させてもらったのと、評議の開始をうまく裁判長に誘導していただいたので、非常によかったかなと思っております。

司会者

ありがとうございます。2番さんはいかがでしたでしょうか、評議の進め方とかは。

2番

裁判が始まって1か月を超えてましたので、評議の期間も3日間、これも十分だったと思いますので、朝から晩まで、昼食もみんな裁判官とか裁判員、補充裁判員と一緒に食べてましたから、最後はみんなざっくばらんに、全てみんなそれぞれ6名が6名自分の意見を出し合えました。やはり3番さんも言ったとおり、最初に評議の進め方について、こういう考え方で進めていきますというお話があったので、なるほどと。いろいろな考え方、評議の考え方ということを裁判長から説明されて、評議については短くもなかったですし長いとも思わない、あっという間の3日間だったなと思ってます。

司会者

議論の整理も割とうまくいっていたのですか。

2番

そうですね。類似事件の量刑も見せてもらいましたし、1か月以上たってましたから再度録音を聞かせていただいたりしましたし、証拠も見たということもありましたし、いろいろ人によっては見方は違ったんですけど、最後には結論が出せました。

司会者

やはり記憶を保持するのは結構大変なところはありませんか、これだけの日数ですし。

2番

そうですね。特に羽田だけの話なので、あとは被告のロンドンだとかドイツでの話なので、その辺り羽田の税関の中がどうなっていたかとかもすぐ忘れてしまいましたので、結構そういったところからまた事実調べをしたりして、あっという間の評議あるいは判決になったなと思いました。

司会者

1番さんは評議はいかがでしたでしょうか。御自分の意見を思うように言えましたでしょうか。

1番

法廷でメモをしながら通訳を聞きながら掌握してたわけではなくて、評議室へ戻ってきて裁判長、裁判官がそのいきさつを教えてくれて、それで大分分かってきて、今2番さんが言ったように、税関の証人だとかそういういろいろな話で、絶えず同じような、人が替わっても同じだなと感じましたけど、これが裁判なのかと。それと、評議室で、いろいろな判例を全部調べて教えてくれて、それでこういうもんなんですよといういろいろな話を教えていただきましたので、そういうことも全て勉強になりましたから、ありがたかったです。

司会者

やはり皆さんに参加していただいた事件というのは非常に難しい事件だというのはあるのですが、そうはいつでも、今のを伺っていて、もう少し公判で御理解いただけるような審理を工夫しなきゃいかんかなというのを私は今反省の念を持ちながら伺ってたところなんですけれども。

どうでしょう。最後の御感想というかメッセージをお聞きする前に横田検事、御質問があれば。

横田検察官

いえ，特にございません。

司会者

森岡弁護士，いかがですか。

森岡弁護士

では，お答えいただいたところで追加して，ここはどういうところかということをお質問させていただきたいなと思います。まず一つ目は4番の方で，冒頭陳述や論告，弁論，いわゆる当事者のプレゼン活動について，弁護士の部分についてですけれども，弁護士によって個性があって，理路整然だったり情熱的だったりとか。それは受け手によって，というのはイコール裁判員の皆さんによってということなのかなとお聞きしたんですが，によって違うというような御発言があったかと思えますけれども，具体的にどういったところが良くて，どういったところが良くなかったというのがあれば教えていただければと思います。

4番

せっかくですから率直にということなんですけど，弁護人が3人ぐらいいらっしゃったんじゃないかなと思うんですが，やはりきちんと理路整然として話される方もあるし，ちょっと言っていることがよく分からなかったなという感じも正直していて，それは多分私だけじゃなくて裁判員中，複数，何人かが同じ印象を持ったという弁護人もいらっしゃったので，何を聞いているのか何をしゃべっているのか分からなくてという感じではありました。

森岡弁護士

具体的には中身が，話してる中身自体が理解困難な内容を話していたのか，それとも話し方であったりとか。

4番

特にまずは印象に残ったのは話し方とかで，何を意図してるのかが分から

ないというところがあったので、その話し方もちょっと工夫していただければと思いました。

森岡弁護士

もうお一方よろしいでしょうか。

司会者

はい。

森岡弁護士

ありがとうございます。8番の方なのですが、弁護人は呪文を唱えているみたいだったと。具体的にどこが呪文なのかというところを是非教えていただきたいと思います。

8番

やはり話し方だったと思います。先ほども違う案件で、今さっき聞いたでしようというようなことをもう一度違う言い方で聞き返したりとか、それがちょっと一文字二文字違うだけで、同じことを繰り返し、引き出しを開けたかったのか分からないんですけれども、何を意図してこの方はこういうふうに言ってるのかというところがちょっと分かりにくいことがありました。

森岡弁護士

そうすると、それは質問ということですね。やりとり、証人尋問であったりということですかね。

8番

そうですね。質問と、そうですね。

森岡弁護士

被告人とのやりとりもありますし。

8番

そうですね。

森岡弁護士

参考にさせていただきます。

司会者

今回、参加されてる方々の事件で出たアンケートにざっと目を通してきたのですが、やはり多いのが話し方が分かりにくいという指摘と、あと質問の意図が分からないという指摘が結構、検察官、弁護士双方共にあるなという印象だったのですが。オブザーバーでいらっしゃる方、聞きたいこととかがあれば。

藤井弁護士

弁護士の藤井です。質問についてやはり非常に厳しい評価が返ってきていて。証人尋問の性質上、やはり少しずつ積み上げるという質問形式なんですね。それで、裁判員の方々にお聞きしたいんですが、質問のやりとりを聞いてすぐに自分の中でストーリーが組み立てられたか、それが一つです。それと、それが弁論や論告につながることはできたか。若しくは、自分ではなくて裁判官からの評議とか休憩中に手助けがあったから分かったと。

司会者

聞いてすぐにとというのが、個々の質問でということまでも聞きたいわけなんですか。

藤井弁護士

そうですね。

司会者

それだとかなり難しい話になってくるだろうと思うんですけど。いかがですか。要するに、検察官、弁護人の質問を聞いて、それだけでこれは何を意図してここを聞いているのかというのは、すんなり分かったか、それとも論告、弁論で主張で出てきたのと組み合わせて分かったのか、それとも結局そこまで行っても分からなくて、裁判官が説明してくれて分かったことがあったのかという、そういうような御趣旨なんだと思うんですけど、どなたでも結構

ですけれども。どうぞ。

4 番

ちょっと個々のどうだったのかというのは、一個一個の質問については理解できたことと理解できなかったところはあると思うんですけど、基本的には裁判官が解説してくれたから分かったということではなくて、それは裁判員ほとんど、言ってることはその質問について理解できて、個々にはもちろんそのストーリーがどういう意図をしたのかというところまでは、ちょっと今どっちがどっちかというのは両方あるとは思うので、特に裁判官が誘導してくれなくても、それはそれで理解できたかなと私は思いますけども。

司会者

ほかの方はいかがですか。

3 番

4 番の方がおっしゃったとおりでもあるんですけど、結局検察官のほうで冒頭陳述をなさって、それで内容が方向付けとかこういうことをというのは当然分かりますし、弁護人もペーパーを出してこられるので、それを見ればおっしゃりたい内容は分かるんですね。ところが私たちの場合は、ペーパーに書いてないことを自分で主義主張を何回も繰り返してくるので、何のためにこのペーパーを出されて、そのペーパーにあった内容を右から左にまず読んでから、読んで説明をさせていただいてから、若干自分のまとまった主張をしていただければいいんですけれども、読みながらそこにも自分の主張を織り混ぜてくるので、今どこを進んでるのがはっきり分からないので、弁護人側の冒頭陳述のときも、そのことが余計に長くなるんですね。で、裁判長のほうからもうちょっと簡略化して説明をしてくださいというのは、何度か確か言われていたと思うんですけども。言われている内容が分からないんじゃないくて、自分で分からなくしているところが、今回の私たちの弁護人はちょっとあったかなというのがあって、おっしゃってる内容については

ペーパーを出されてるので分からないわけではないです。

あと、当然審理が先に進んでいくと分からない専門用語とかいろいろのが出てきますので、そういうのについては当然弁護人も説明はしますし、検察官も説明はするんですけども、どういう意味合いのどういう意図で双方がおっしゃってるかという部分について、細かくはこちらでは分からないところについては、裁判官や裁判長が、検察官や弁護人はこういう趣旨で多分おっしゃってると思いますよというのは補足で説明をしていただけるので、それはそれで後で私たちが聞いてた内容、ペーパーでもらった内容を整合すると、あつなるほどねというのは分かりやすいので、それはそれで問題はないと思います。

藤井弁護士

ありがとうございました。

司会者

ちなみに、先ほど2番さんのほうからは、途中で尻切れとんぼになっちゃって最後まで趣旨が分からなかったものもあるという御指摘もありましたけど。だからそれはいろんなパターンがあるんだと思うんですけどね。

それでは、記者さんたちが何人かいらっやっています。御質問があればと思いますが。どうぞ。

甲社A記者

今日は貴重な御意見を伺わせていただきましてありがとうございました。テーマは長期間の審理を経験された裁判員の意見ということだったと思うんですけども、伺ってる中でも5番さんは勤務先のシフトを二つ作っていただいたとかそういう話が出たと思うんですけども、長期間の審理をやるにあたって、勤め先や御家族で配慮していただいたこととか、若しくは迷惑をかけてしまったかもしれないなというところで、具体的に印象に残っていることがありましたら、どなたでも結構ですし皆さんでも結構なんですけども、

お聞かせくださいというのが1点。

司会者

一つずつにしましょうか。いかがでしょうか。迷惑をかけてしまったなどという印象が残っている方はどうぞ。

5番

シフトを二つ用意してもらったとお話ししましたがけれども、長期間の裁判に当たってしまったことによって、当時ある有名な事件があったんですけれども、それに参加してるものだとみんなに思われて、すごく職場でも気を使われました。大変だねみたいな。狙われないのとか、そういう感じで言われたこともありました。最初、裁判員に選ばれたときはかなり職場のほうでも初めてのケースだったわけで、いろいろと労働基準局に聞いてみたりだとか、職場の上の人がいろいろと調べてくれたりしたんですけれども、私の場合、今回の裁判ともう1件の裁判の呼出状が二重に来たんですね。なので、それがたまたま3番さんと6番さんの事件だったんですけれども、どっちも長期のケースだったので、でも最初に来たほうに参加しようということで今回参加しました。職場のほうは理解がありましたので問題はなかったです。

司会者

ただ、結構御心配かけてしまったということですね。ほかにもこういうことで周りに迷惑をかけたなというのは。

2番

迷惑ということではないんですけれども、一昨年暮れに最高裁から封筒が届いて、1年間名簿に載せますといった段階で、やはり私もちょっと慎重になりました。職場に話をしたり、あるいは会社の人事まで行って、うちの会社でいますかと。当然、裁判員休暇という有給があるんで、それなりにあるんですけれども、人事部としては、今まで例がないので、国民の義務なので選ばれたら出てほしいというしかないと言われて、私は1年忘れてたんで

すけど、去年の11月の末ですかね、選任の呼出状が来て、先ほど言った有名な事件の初日と同じ日だったと。16日間ですね。悩んで、この意見交換会の議事録を見て、どうなるか分からないけれども、とりあえず拒否するのはやめようということで、職場にも話をして、ですから迷惑をかけるのはかけたと思うんですけど、迷惑をかける前にやはり外堀を埋めるわけじゃないですけども、職場にしっかり話をしたほうがこれからいいのかなと。今日はそれも言いたかったことなんです。

司会者

ありがとうございます。もう一つの質問は。

甲社A記者

4番の方がおっしゃってたと思うんですが、3週間が限度ぐらいじゃないかということをおっしゃってたと思うんですけども、それぞれの方に伺いたいと思うんですけど、裁判員裁判でやるのに限界だなと思われるような期間がございましたら挙げていただけたらと思うんですが。

司会者

先ほど4番さんが2週間とおっしゃったんですよね。

4番

はい。

司会者

どうでしょう。別の御意見、この辺が限界じゃないかというのがある方がいらっしゃれば。

3番

限界かどうか分かりませんが、結局半日なのか1日なのかにもよるとは思うんですけど。18日であっても13日であっても、丸1日ずっとという日もあれば半日、午前だけ、午後だけという場合もあると思うんです。例えば丸1日という話であれば、4番さんがおっしゃったように、何日か過ぎてい

くと結構疲れてくるので、確かに2週間が限度だと思うんですけど、例えば私たちのように飛び飛びで決まった曜日で、例えば半日とかであれば、仕事の都合上はちょっと困るのですが、体力的には問題はないので、別段日数的に十何日ではなくもっとあっても当然問題はないと思うんですけど、1日通しでというので毎日やるという形であれば2週間がやはり限度かなとは思いますが。

司会者

この辺りは、それこそ2週間を超えて参加された1番さん、2番さん、5番さん辺りはどの辺りが限度とお感じになってますかね。

1番

僕は最長18日のコースでしたけど、長いという意識はさらさらありませんでした。それよりも、こんな男が行って大丈夫だったんだろうかという、その反省のほうが大きくて、長さとかそういうのは一切考えがありませんでした。

司会者

ありがとうございます。

5番

私の場合は麻薬密輸でしたので、もしこれがほかの方みたいに殺人だとか危険運転致死だとかそういう内容だったら、ちょっとこの期間は耐えられなかったかもしれません。

司会者

そこは事件内容による精神的負担によっても違うだろうと、そういうご趣旨ですかね。はい、ありがとうございました。ほかに何かありますか、記者さんたち。よろしいですか。

では、最後に一言ずつですね、裁判員の御負担についての言い残したことも結構ですし、あるいはこれから裁判員になられる方へのメッセージのよ

うなものがあれば伺いたいと思うんですけど、1番さんはいかがですか。

1番

この裁判員制度ができてから5年たったわけですけれども、この制度ができる前は、東京地方裁判所というのはこれほど近い印象がなかったんです。それがこのように裁判員に選任されて参加させていただいて、裁判というのはこういうものなんだと身近に感じることになりまして、非常にありがたいと思っております。ですから今後この制度をずっと続けていただいて啓蒙していただくことは、犯罪を抑止するということにもなるんじゃないかと思っております。このままずっと続けていただきたいと思います。

司会者

ありがとうございます。では、2番さん、お願いします。

2番

繰り返しになりますけど、やはり数多くの方に裁判員、選ばれるかどうかは別なので、経験していただきたいと思うので、裁判員の名簿に載ったからには呼出状が来たら拒否することなく出ていただいて、やはりやりがいのある、国民の義務ですけども、自分でも充実した日々を送ったなと思っておりますので、是非とも多くの方に参加していただきたいと思います。以上です。

司会者

ありがとうございます。3番さん、お願いします。

3番

参加して思ったのは、社会経験的な部分も結構あるのかなと思いますので、今後裁判員に選ばれた方は、可能であれば裁判のほうに参加させていただいて、社会貢献というわけではないんですが、国民の義務も踏まえて、御自身の経験を踏まえて参加していただければいいなと思います。

司会者

ありがとうございます。

4 番

率直に言うと、多分私の意見は皆さんと違うと思うんですけど、実際にやってみて、この裁判員制度に余りいい印象は持っていません。正直言って国民の義務というか強制力をもって来なさいと言われて、基本的には特に拒絶する理由がなければ拒絶できないというところで、この2週間精神的にかなり苦痛を味わったと私は客観的に見ていまして、それをやったことが本当に社会、あるいはこの裁判に関わったことがどれだけプラスになってるんだろかということを見ると、正直、裁判員が入ったからこうなったというふうにはあんまり思っていないので、その利益というかプラス部分とマイナス部分を見ると、マイナス部分のほうが多かったんじゃないかなというのが私の印象です。もう一つだけちょっと、先ほど私は弁護人のことだけ話してますので、逆に検察官にもちょっと話したいことがあって、一つの印象だと思っただけであればいいんですけど、裁判員制度というか裁判そのものなのかもしれないので、ここで言うのは筋違いなのかもしれないですが、裁判員ということで裁判に参加した印象というところと言うと、いろんな証拠というのは当然検察官側が持っていて、それが裁判の中で出されるというところで、本当に全ての情報がそこで提示されたんだろうかというところに幾つか疑問を持ったところがあって、ひょっとしたら不利な情報は出てなかったんじゃないかという疑問をちょっと思いましたので、そういう意味で、本当に公正なのか公平なのか、そこに少し疑問を持ちました。以上です。

司会者

ありがとうございます。では、5番さん。

5 番

裁判員裁判に参加させていただいたのはすごくいい経験になりました。私は最初は補充裁判員として選ばれたんですけども、ある事情があって辞退された方がいて裁判員として参加することになったんですが、非日常的な

日々でして、1か月もあっという間だったなと思っております。ただ、扱っているものがデリケートなものなので、おもしろがってはいけないんですけども、すごくいい経験になりましたので、選ばれた人は是非とも参加していただきたいなと思います。

司会者

ありがとうございます。では、6番さん、お願いします。

6番

私も、最初に言ったんですが、周りの人は裁判員になりたくないという人ばかりで、その理由としてはやっぱりこれ以上怖い話を聞きたくないということと、あと4番さんがちょっと言っていたように、断れないように最初から言ってくるのが気に入らないという人が多いんですが、私はやってよかったとっていて、一番よかったことは、裁判長や裁判官とたくさんお話ができて、根気よくいろんなお話をしてくれたんですが、その中で法律的な物の考え方というのを得ることができて、それぞれ皆さん御自分の専門分野的な物の考え方ってきっとあると思って、記者さんのような考え方、作家的な考え方というのが癖というかあると思うんですけど、その中で法律的な考え方というのはふだん全くしなかったもので、こうやって法律だったり犯罪というのはこういうのを基準にして裁いていくんだというのは、一つ新しい物の見方を得られたということで、それが一番私にとってはよかったことでした。

司会者

ありがとうございます。では、7番さん、お願いします。

7番

皆さん同じですけど、経験をさせていただいたことはよかったと思っています。それとは別に、自分の中では裁判員が裁判をすることの意義というのが今一つしっかりこないまま今を迎えています。私たちが参加したことが本当に裁判というものにとって意義があったのか、これからもあるのかという

のは、まだ自分の中ではしっくりこないままです。最初の意見と矛盾していると思うんですけど、それは相反していることなんですけど、そういうふうに思っています。

司会者

どうもありがとうございます。8番さん。

8番

私個人としては裁判員に参加させていただいたことはとても有意義で、毎日一生懸命になれる時間ができたことを喜んでおります。ただ、これからなられる方たちにも、やりたくてやれることじゃないので、是非選ばれたときには躊躇することなく参加していただきたいと思うことと、裁判員を参加させたことによって裁判所も有意義だったというふうに、有意義というかよかったというふうになれるようにしていただきたいと思います。

司会者

どうもありがとうございます。いろいろと御意見をいただきまして、私もいろいろと裁判官として反省しなければいけないところも多々あるなとも思いましたし、また、それこそ私自身は全部で60件ぐらいの裁判員裁判を経験していますが、それを通じていろんな勉強をさせていただいてると思っております。そういう意味で言うと皆さんに参加していただいていることというのは、私どもにとっても大変有意義だと思ってるのですが、そういうふうに意義をなかなか感じられないという御意見が出るというのは、またこれはこれで私どもももっと反省していろんなあり方を考えていかなければいけないのかなと思いつながら今聞かせていただきました。本当にいろいろな御意見をいただきまして、大変ありがとうございます。今後参考にさせていただきまして、是非もっといい裁判員裁判ができるようにしていきたいと思えます。どうも今日は長時間にわたってありがとうございました。

以 上